

**「会津若松市公共施設等総合管理計画（素案）」に対する市民意見公募（パブリックコメント）
実施結果と市の考え方について**

1 集計結果等

（1）意見募集期間

平成 28 年 7 月 15 日（金）～ 8 月 15 日（月）

（2）意見を提出できる人

- ①市の区域内に住所を有する方
- ②市の区域内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ③市の区域内にある事務所または事業所に勤務する方、及び市の区域内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体の構成員
- ④市の区域内にある学校に在学する方

（3）提出方法、提出人数及び意見の数

提出方法	提出人数（名）	意見の件数（件）
持 参	3	9
郵 送	0	0
ファックス	0	0
電子メール	0	0
合 計	3	9

2 市民意見の概要と市の考え方

No.	該当項目	意見の主な内容	市の考え方
1	第2章の3の(1) 建物系公共施設等の現状	第2章の3（本編5ページ）において、「総年間費用（平成26年度単年度分）」について記載しているが、将来の持続可能性を見通すために、建物系公共施設を現状維持する場合や削減していく場合など、更新等の施設整備も含めたトータルの費用シミュレーションを作成することが必要ではないか。	第5章の2（本編27ページ）のとおり、今後、「施設カルテ」や「施設評価」等を踏まえ、各施設の方向性を明らかにし、施設再編プランや保全計画の立案作業のなかで、全体的な費用の見込みについてシミュレーションするものと考えています。 なお、既に一部の社会基盤系公共施設については、個別計画として長寿命化計画を策定しており、そのなかで対象施設にかかる費用の見込みを提示しています。
2	第1章の1 目的	本計画の目的として、「自治基本条例に掲げる自主自立のまちづくりを進めるため策定する」といった視点が必要ではないか。	持続可能なまちづくりを進めることが目的であり、自治基本条例の考え方を踏まえているものと考えています。
3	第1章の4 対象施設	本計画の対象施設として、将来利用予定地である土地（行政財産）なども、市有財産として対象範囲とし、これらの土地等も含めた「資産」全体に範囲を広げ、しっかりと管理し活用していくべきではないか。	本計画では、建物や道路、上下水道などの既に供用している公共施設等を対象としており、将来利用予定地などの土地そのものについては対象としていないところです。 このような資産については、行政目的のある行政財産として取得した土地として、各所管所属による対応を原則としていますが、今後、本計画の推進とは別に、全体的な状況等を把握していきたいと考えています。

No.	該当項目	意見の主な内容	市の考え方
4	第4章の1の(1)の3 エネルギー利用の改善	<p>エネルギー利用の改善の取り組みとして、小中学校などの公共施設の屋根や壁面を貸出して太陽光パネルを設置し、そのエネルギーを活用しながらエアコンを設置する等の取組も進めるべきではないか。</p> <p>また、空いた土地を活用し、風力発電設備を設置する、雨水利用設備を整備するなどの取り組みも検討していくことが必要ではないか。</p>	<p>屋根等への太陽光パネルの設置については取組を進めているところですが、既存の施設の中には荷重の問題などから設置が困難な施設もあります。</p> <p>また、いただいたご意見については、エネルギー利用の改善の方向性に合致しており、そうした考え方を持って取組を進めていきます。</p>
5	第5章の1 庁内の推進体制	<p>公共施設マネジメントの検討体制では、推進会議において、施設再編の方向性を出していくなどの仕組みは理解するが、予防保全やエネルギー改善、複合化などの様々な視点で、技術的に詰めていく過程では、武蔵野市のような技術職員のマネジメントも必要となるのではないか。</p>	<p>本計画では企画副参事といった組織横断的な役割を担う職を中心に、かかる取組を進めていく考えであり、マネジメントの事務にあたっては、技術職員を含む他部署と連携しながら、対応していきます。</p> <p>なお、いただいたご意見についても、今後の取り組みの参考とさせていただきます。</p>

No.	該当項目	意見の主な内容	市の考え方
6	第5章の2の(1) ②用途別の公共施設のあり方検討 ③「施設評価」の実施 ④施設再編の検討（施設再編プラン）	<p>仕組みのうち、「用途別の公共施設のあり方検討」「施設評価」の実施「施設再編の検討（施設再編プラン）」において、住民等と検討を進めていくにあたっては、自治基本条例第11条及び第12条との関係において、今後「地域」の考え方について詰めていくと同時に、地域の公共施設のあり方も検討していく必要がある。</p> <p>これをひとつの切り口として「地域」を考えていくという視点を持つべきではないか。</p> <p>該当箇所では、「地域」と「地区」の表記が混在しているため、「地域」へ統一した方がよい。</p>	<p>「用途別の公共施設のあり方検討」や「施設評価」の実施については、優先的に検討が必要な用途や地域における個別施設について、客観的かつ長期的な管理等の方向性を見定め、継続利用や用途変更、統合・廃止等の一定の方向性を示すものです。</p> <p>これらを踏まえ、用途別や地域別で、市民の方々とともに施設再編について検討し、「施設再編プラン」を立案していきます。</p> <p>④（P30）では、「小学校区」といった表現があるが、これは例示として記載しているところであり、ご意見の「地域」については、引き続き検討していきます。</p> <p>なお、表記については、「地域」へ統一させていただきます。</p>
7	第5章の2の(3) 計画推進のための基金の設置	<p>計画推進のための基金を設置することとしているが、今後の公共施設の整備等を考えると、基金設置に加え、起債ルールも変更していく必要があるのではないかと。</p> <p>※…本計画に基づいて行われる公共施設等の除却に対し、平成26年度以降の当分の間、地方債の特例措置を講じる。</p> <p>・地方債の充当率 75%（資金手当）</p>	<p>施設の再編や統合、整備などについては、今後、公共施設等総合管理計画の推進体制の中で具体的な方向性やその時期、費用などについて検討を進め、その中で、公共施設等総合管理計画を策定した場合に対象となる除却債（※左欄下部参照）を含め、市債等の財源活用についても検討していきます。</p> <p>市債発行につきましては、現時点では、市債残高の低減を図るためのルールに沿った運用を考えていますが、いただいたご意見を参考とさせていただき、今後検討していきます。</p>

No.	該当項目	意見の主な内容	市の考え方
8	第2章（全体） 本市の現状と公共施設等の総合的な管理の必要性	<p>市内の公共施設等は老朽化問題が年々顕著になりつつあることは、この計画の具体的なデータを見れば明らかである。</p> <p>しかし、そのような現状に対して、市の財政は社会の大きな変化に伴い、公共施設等への投資が厳しくなっている。</p> <p>いかに限りある財源の中で最大の利益を生み出すことができるかが大きな鍵となるはずである。</p>	<p>今ある資産や限りある財源を有効活用していくことは、将来のまちづくりに向けて必要な取り組みであると考えています。</p> <p>いただいたご意見については、今後の取り組みの参考とさせていただきます。</p>
9	第5章の2の(1) ②用途別の公共施設のあり方検討 ③「施設評価」の実施 ④施設再編の検討（施設再編プラン）	<p>「施設カルテ」や「用途別の公共施設のあり方」を踏まえた「施設評価」によって、施設の選別を行うことは、効率化が図られると考えられる。</p> <p>しかし、公共施設は市民の財産である。</p> <p>フォーカスを市民に定めると、選別され、統合・廃止になった公共施設は、その付近の市民にとってはやはり必要だという場合も考えられる。</p> <p>このような市民と行政の認識・意識の違いを生み出さないように、まずは市民の中でその施設が本当に必要なかを議論してもらい、行政はその考えを十分に取り入れ「施設再編プラン」を立案した方が、後々の市民からの「やっぱり必要だった。」という声が発生しづらくなるし、市民の間で議論することによって、ソーシャルキャピタル（※右欄下部参照）を高めることができ、行政の活動しやすいまちづくりも可能になると考えることもできる。</p>	<p>「施設評価」については、優先的に検討が必要な用途や地域における個別施設について、客観的かつ長期的な管理等の方向性を見定め、継続利用や用途変更、統合・廃止等の一定の方向性を示すものです。</p> <p>これらを踏まえ、用途別や地域別で、市民の方々とともに施設再編について検討し、「施設再編プラン」を立案していくとしています。</p> <p>この検討・立案のなかで、「施設評価」の結果や各施設の方向性も含めてお示ししながら、市民の皆様とともに施設の再編について議論していきたいと考えています。</p> <p>※…社会関係資本。社会・地域における人々の信頼関係や結びつきを表す概念。</p>

		つまり、「施設評価」の前段階で市民に自ら考えてもらい、それを踏まえて公共施設の方向性の決定、施設再編プランの立案を行うプロセスも可能ではないかと、私は考える。	
--	--	---	--